

令和7年
9
月号

加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ 北海道支部からの

お知らせ

職場の皆さままで
回覧をお願いします。



協会けんぽ2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算(見込み) | 医療分(単位: 億円)

収入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
	計	118,525	(+2,421)
支出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
	計	111,939	(+497)
単年度収支差		6,586	(+1,923)

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への 拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

支出
約
11.2
兆円

収入
約
11.9
兆円

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

※ () 内は、対前年度比
※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

Q 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
- 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、**保険給付の適正化を目的**に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、**毎年度、被扶養者資格の再確認を実施**しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの**保険料負担の軽減につながる大切な確認**となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

昨年度の実績

- 扶養解除者数 **約6.3万人**
- 高齢者医療制度への負担軽減額 (効果額) **約11億円**

今年度は被扶養者資格の解除となる可能性の高い対象者に絞って確認書類をお送りします。

再確認の対象となる方

- 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- 2024年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（18歳未満の方を除く）

※再確認の対象者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

被扶養者状況リストの送付時期

2025年10月中旬～10月下旬

提出期日

2025年**12月12日**（金）

お願いしたいこと

対象の被扶養者の方が健康保険の被扶養者要件を満たしているかご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください。

確認項目

- 他の健康保険に加入していないか
- 同居が必要な続柄の方が別居していないか
- 被扶養者の年収が収入要件を満たしているか
- 被扶養者の年収が超過している場合は、その原因が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものであるか

確認の結果、解除となる被扶養者がいる場合でも、いない場合でも**必ず「被扶養者状況リスト」は協会けんぽへの提出が必要**となります。

被扶養者状況リストと一緒にリーフレット等が同封されていますので、確認をお願いいたします。

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください

協会けんぽ 被扶養者資格再確認

検索 🔍



 **全国健康保険協会 北海道支部**
協会けんぽ

〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階
TEL(011) 726-0352(代表)

協会けんぽでは
マイナ保険証の利用を推進しています。

マイナ保険証での受診前にはマイナポータル
でご自身の登録情報の確認をお願いします。

詳しくはこちら

